

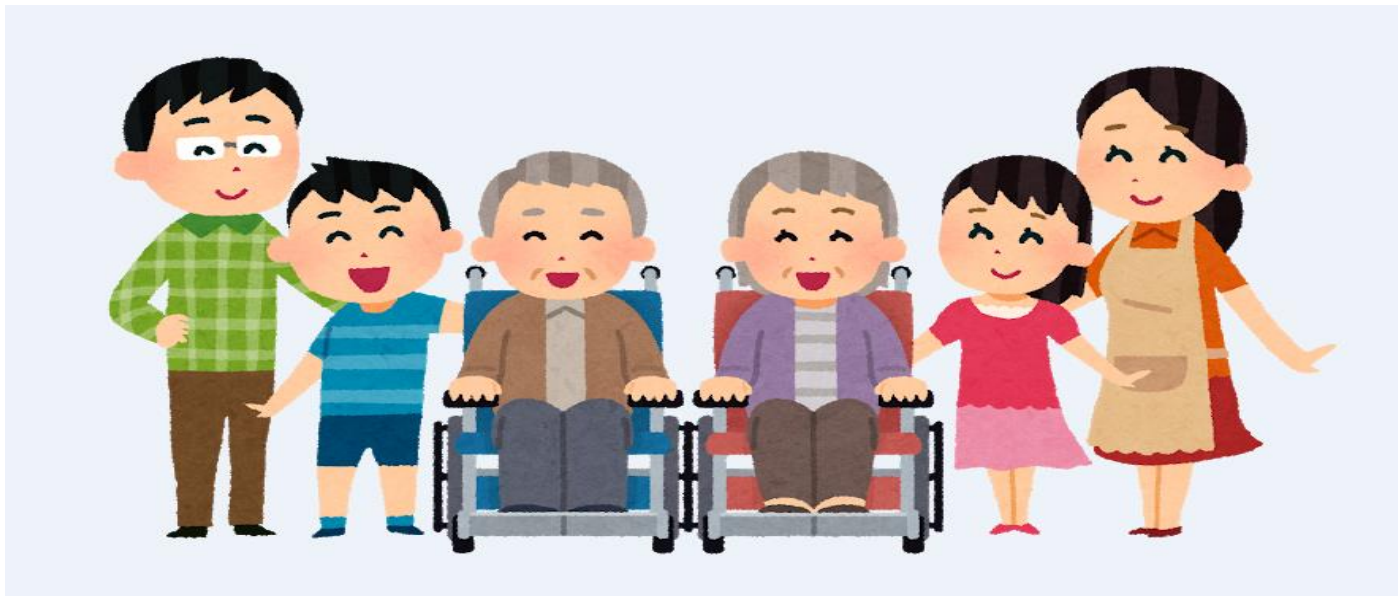
ほご き
保護が決まるまで

- 相談** … 生活に困って保護のことをお聞きになりたい方は、お近くの民生委員、市役所の各庁舎、福祉事務所へご相談ください。
- 申請** … 福祉事務所で保護申請に必要な書類を受け取って必要事項を記入して提出してください。(申請者は、本人、家族、扶養義務者に限ります。)
- 調査** … 申請があると、福祉事務所の地区担当員があなたの家庭などを訪問して生活に困っておられる状況や保護の要件が満たされているかどうか調査します。秘密は固く守りますので、ありのままを教えてください。
- 決定** … 調査に基づき、保護が必要かどうか決定します。
- 通知** … 保護を受けられるかどうかは、申請の日から14日以内(調査などに時間がかかる場合は30日以内)に決定して通知します。

なお、決定の内容に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3カ月以内に山梨県知事に対し、不服の申し立てをすることができます。

せいかつ ほご
生活保護のしくみ

せいかつ こま かた
生活にお困りの方に



生活保護制度は、日本国憲法第25条の規定に基づいて、生活に困っている方々が、人間として生きる最低限度の生活を保障され、自立するための援助が受けられるようにつくられた国民の権利としての制度です。

このしおりは、生活保護制度について、正しく理解していただくために、できるだけわかりやすく作成したものです。

おおつきしふくしむしょ
大月市福祉事務所

〒401-8601

住所：大月市大月二丁目6番20号

電話：0554-23-8030

おおつきしふくしむしょ
大月市福祉事務所

生活保護とは

私たちの一生の間には、様々な事情で生活に困ってしまうことがあります。

生活保護は、自分の力だけではどうしても生活できない方に対して、困っている程度に

応じて、経済的な援助を行うとともに、一日もはやく自分の力で生活できるよう手助け

をする制度です。

この制度では、国で決めた要件を満たせば、誰でも保護を受けることができます。

生活保護法に優先されること

○親・子・兄弟姉妹など民法上の扶養義務がある方々とよく相談して、援助を受けること

ができる場合は受けてください。

生活保護を利用するかたの義務

1 働くことができる方は、自分の能力に応じて、一生懸命働いてください。

病気などで働けないかたは、病院を受診し、治療に専念してください。

2 年金や手当など、ほかの法律で受けられる援助はすべて受けてください。

3 利用できる資産は、原則としてすべて生活のために活用してください。

(資産とは、不動産、貴金属、預貯金、自家用車、生命保険などのことです。)

※例外的に、資産の保有が認められる場合もありますのでご相談ください。

4 生活保護費を、支給目的のために使い、滞納などが無いようにしてください。

5 生活保護の目的の達成のためにケースワーカーが行う指導や指示に従ってください。

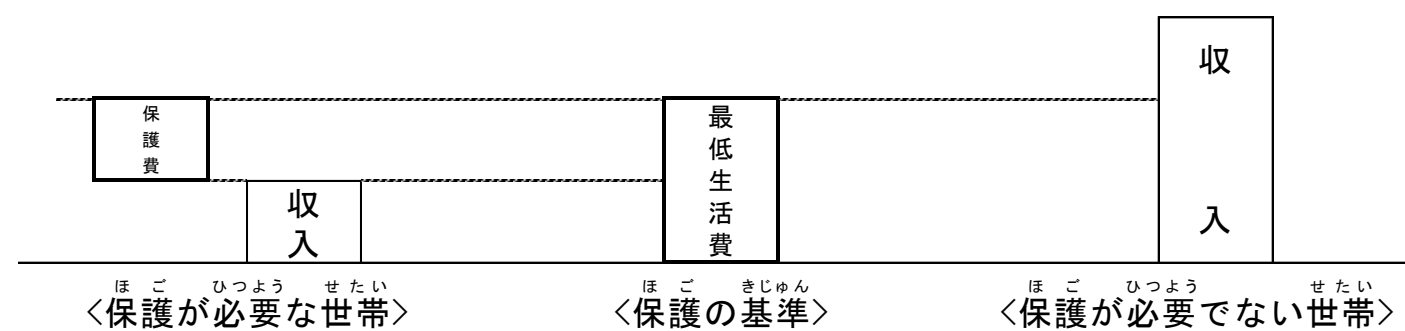
保護の種類

- 生活扶助 衣食や光熱水費など日常の暮らしの費用
- 住宅扶助 家賃や家屋の修繕・補修など費用
- 教育扶助 小学生・中学生の学用品、給食費などの費用
- 介護扶助 寝たきり・認知症などのため介護サービスを利用する費用
- 医療扶助 病気やけがのための治療のため、医者にかかる費用
- 出産扶助 お産に必要な費用
- 生業扶助 技能を身につけたり、仕事につくための費用
- 葬祭扶助 お葬式の費用

保護の決定

生活保護は、世帯を単位に決定します。

したがって、いっしょに生活している世帯全員の収入と国が定めた最低生活費とを比べたうえで決められます。これを図で示すと次のようになります。



1 最低生活費とは、世帯全員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育

に必要な教育費、介護費、医療費などをあわせたものです。

2 収入とは、あなたの世帯すべての収入をいいます。

(働いて得た収入については、必要経費を控除したうえで最低生活費と比べます。)